

# 貸借対照表

(2023年3月31日現在)

会社名: 芦森エンジニアリング株式会社

(単位: 千円)

資 産 の 部		負 債 及 び 純 資 産 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
<b>流 動 資 産</b>	<b>8,960,107</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>4,584,398</b>
現金及び預金	288,393	支払手形	13,184
受取手形	28,483	工事未払金	756,939
完成工事未収入金	3,540,721	買掛金	2,679,044
売掛金	301,655	電子記録債務	307,220
電子記録債権	564,901	短期借入金	200,000
未成工事支出金	463	短期リース債務	305
材料貯蔵品	250,306	未払金	204,056
前払費用	6,077	未払法人税等	96,002
未収入金	275,033	未払消費税等	140,884
短期貸付金	3,700,000	工事未払費用	2,096
その他	6,070	未払費用	17,578
貸倒引当金	△ 2,000	前受金	65,340
<b>固 定 資 産</b>	<b>296,026</b>	預り金	568
<b>有形固定資産</b>	<b>(182,316)</b>	完成工事補償引当金	3,500
建物	22,515	賞与引当金	67,776
構築物	103	工事損失引当金	29,900
機械及び装置	118,975	<b>固 定 負 債</b>	—
車両運搬具	16,901	長期借入金	—
工具器具備品	22,429	長期リース債務	—
リース資産(有形)	277	退職給付引当金	—
建設仮勘定	1,114	<b>負 債 の 部 合 計</b>	<b>4,584,398</b>
<b>無形固定資産</b>	<b>(11,038)</b>	<b>株 主 資 本</b>	<b>4,671,735</b>
工業所有権	—	資本金	50,000
施設利用権	1,588	<b>利益剰余金</b>	<b>4,621,735</b>
ソフトウェア	9,450	利益準備金	12,500
ソフトウェア建設仮勘定	—	繰越利益剰余金	4,609,235
<b>投資その他の資産</b>	<b>(102,671)</b>	前期繰越利益	3,669,149
子会社株式出資金	10,000	当期純利益	940,086
繰延税金資産	67,320		
その他	25,350	<b>純資産の部合計</b>	<b>4,671,735</b>
貸倒引当金	—		
<b>資 産 の 部 合 計</b>	<b>9,256,133</b>	<b>負債及び純資産の部合計</b>	<b>9,256,133</b>

(金額は単位未満を切り捨てて表示しております。)

# 個 別 注 記 表

## I 重要な会計方針に係る事項に関する注記

### 1. 資産の評価基準及び評価方法

#### (1) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

##### ① 未成工事支出金・材料・貯蔵品

原則として、個別法による原価法によっております。

(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定。)

### 2. 固定資産の減価償却の方法

#### (1) 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法(建物については定額法)によっております。

#### (2) 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法によっております。

なお、自社利用ソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

#### (3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

ただし、リース取引開始日が2008(平成20)年3月31日以前のリース取引については、

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

### 3. 引当金の計上基準

#### (1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、

貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

#### (2) 賞与引当金

従業員の賞与に充てるため、支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

#### (3) 完成工事補償引当金

完成工事に係る瑕疵担保の費用に充てるため、過去の一定期間における実績率により計算した金額を計上しております。

#### (4) 工事損失引当金

受注工事に係る将来の損失に備えるため、損失の発生が見込まれ、かつ、その金額を合理的に見積もることができる工事について、損失見込額を計上しております。

### 4. 完成工事高及び完成工事原価の計上基準

全ての工事について、履行義務を充足するにつれて、一定の期間にわたり収益を認識する方法を適用しております。また、履行義務の充足に係る進捗率の見積りの方法は、主として発生原価に基づくインプット法によっております。

なお、進捗率を見積もることのできない工事契約については代替的な取扱いを適用し、原価回収基準で収益を認識しております。

### 5. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。